

令和4年1月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和4年1月13日（木）午前10時00分

- 2 招集場所 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室

- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 荒 明 美恵子
二番委員 大 森 佳 彦
三番委員 遠 藤 一 幸
四番委員 高 橋 明 子

- 4 出席職員
教育部長 高 畑 圭 一
教育総務課長 佐 野 仁 美
学校教育課長 穴 澤 正 志
生涯学習課長 佐 藤 洋
文化課長 松 崎 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
教育総務課長補佐 塚 原 和 憲
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
文化課長補佐 鈴 木 美智子
文化課長補佐 片 岡 洋
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
生涯学習課ポートのまち推進係長 富 田 真 紀

- 5 閉 会 午前11時50分

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 おはようございます。
 只今より令和4年1月の教育委員会定例会を始めてまいりたいと思
 います。
 開会時刻であります、午前10時ということでお願いいたします。
 続いて、会期の決定であります、会期につきましては、本日1
 日ということでよろしいでしょうか。
 <異議なしの声あり>
教育長 では、ご異議なしということで、会期については本日1日とした
 いと思います。
 続いて、書記の指名であります、教育総務課の塚原課長補佐に
 お願いしたいと思いますが、よろしいですか。
 <異議なしの声あり>
教育長 では、ご異議なしということで、書記については、塚原課長補佐
 のほうにお願いいたします。よろしくをお願いします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、4番の会議録の承認に移ります。
 お手元に12月の定例会の議事録がありますが、この内容等につい
 て、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
 <なしの声あり>
教育長 それでは、12月の会議録については、このとおり承認することと
 いたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 続いて報告事項に入ります。
 (1)、(2)ありますが、(1)、(2)通じて、加筆訂正等
 ありましたらお願いいたします。
教育総務課長 加筆訂正はありませんので、よろしくをお願いいたします。
教育長 それでは、最初に行事等の報告を取り上げますので、事務局より

説明をお願いいたします。

教育総務課長

1 ページをお開き願います。

行事等の報告について申し上げます。

前回12月の定例会開催日の12月16日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり2件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で、行事等の報告の説明を終わります。

教育長

では、行事等の報告の内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。特にありませんか。

<なしの声あり>

教育長

では、ご質問等特になしということですので、行事等の報告についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第29号 後援の承認について

教育長

続いて、(2)の教育長の報告であります。報告第29号後援の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

2 ページをお開き願います。

報告第29号後援の承認についてですが、12月定例会以降、後援を4件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告をするものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

生涯学習課長

生涯学習課所管分の後援について、ご説明申し上げます。3 ページをお開き願います。

まず、ナンバー1の後援についてであります。2022元日マラソン大会(第58回大会)でございましたが、当日は冬型の気圧が強まりまして、積雪の急増や大雪、猛吹雪による視界不良、路面状況等の悪化により中止ということになりました。

次に、ナンバー2の後援についてであります。事業名は飯豊連峰写真展・講演会で、開催日につきましては令和4年1月26日水曜日から30日日曜日までの5日間で、会場につきましては、いわき市文化センターでございます。

この事業につきましては、飯豊山の自然、歴史、文化等を広く発信しまして、写真展・講演会を通じて飯豊山の魅力を知っていただくものでございます。以下、記載の内容でございます。

次に、ナンバー3の後援についてであります。事業名は若者による観光ガイド「さくらメイト2022」養成講座で、開催日につきましては令和4年3月5日、12日、19日、26日の土曜日で、会場につきましては、喜多方市厚生会館でございます。

この事業でございますが、学生や若者を対象といたしました観光ガイド養成講座を実施いたしまして、本市の歴史、文化などを学んでいただくものでございます。このことによりまして、地元への愛着が湧き、4月に実施いたします「さくらまつり」期間中におきまして、「さくらメイト」として観光案内をしていただくものとなります。以下、記載の内容でございます。

生涯学習課所管分の後援は以上でございます。

文化課長

文化課分申し上げます。ナンバー4になります。

将棋文化振興自治体「全国将棋サミット2021」です。開催日につきましては1月15日、会場につきましては山口県の下関市でございます。全国将棋サミットにつきましては、将棋による教育、文化事業を推し進める自治体が一堂に会しまして、将棋事業についての情報交換を行って交流と連携を深めるイベントとなっております。

なお、このイベントにつきましては、喜多方市も平成26年度から参加をしております。今年度も参加予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大していることにより欠席といたしました。

説明につきましては以上です。

教育長

それでは、ただいま後援4件について説明ありました。この内容につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。ご異議等ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議なしということですので、この件についてはこの程度といたします。

6 審議事項

議案第26号 令和3年度喜多方市教育委員会表彰について

教育長

続いて、6番の審議事項に移ります。

議案の第26号から28号まで3件ありますが、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたら事務局よりお願いいたします。

教育総務課長

訂正について申し上げますので、まず4ページをお開きいただきたいと思います。議案第26号になりますが、タイトルの下一行目になりますが、後段部分第2条第1項となっておりますが、この第1

項を削除お願いしたいと思います。

続きまして、議案第28号11ページから17ページにつきましては、本日机の上に配布をさせていただきましたものと差し替えのほうをお願いしたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

教育長

いま2点の訂正等がございましたがよろしいでしょうか。

それでは、議案第26号令和3年度喜多方市教育委員会表彰についてを取り上げますので、説明をお願いいたします。

教育総務課長

4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

議案第26号令和3年度喜多方市教育委員会表彰につきまして、喜多方市教育委員会表彰規則第2条第1項の規定に基づきまして、下記のとおり表彰したいとするものでございます。

提案理由でございますが、喜多方市教育委員会表彰規則第3条に規定します内申に基づき、表彰選考委員会において審査した被表彰者について、同規則第2条の規定に基づき表彰したいとするものでございます。

この選考委員会につきましては、教育部長を委員長とし、教育部各課長で構成するもので、去る12月23日に開催のほうをしております。

1の被表彰者でございますが、別紙のとおりということで5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

令和3年度につきましては、被表彰者が15名でございます。左側のナンバー1から6までの方につきましては、区分が(1)のAでございます。

この表彰区分につきましては、6ページのほうをご覧いただきたいと思います。表彰規則の第2条(1)に該当で、さらに具体的な細部基準を定めたものが7ページになりますのでご覧いただきたいと思いますが、1の(1)としてスポーツ推進委員や美術館運営委員会の委員等で6年以上在任した者と定めておりまして、ナンバー1から6までの6名の方につきましては、功績の欄5ページになります記載のとおりこの基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

5ページのナンバー7から9までの方につきましては、区分が(1)のイでございます。6ページの表彰規則第2条(1)に該当で、さらに7ページの具体的な細部基準(1)のイとしまして、多年にわたり学校医、学校歯科医、学校薬剤師として功績があった者と定めておりまして、ナンバー7から9までの3名の方につきましては、5ページの功績の欄に記載のとおりこの基準に該当しておりますので表彰し

たいとするものでございます。

5ページのナンバー10から12までの方は、区分が(6)のAでございます。6ページの表彰規則第2条の(6)に該当で、さらに7ページの具体的な細部基準(6)のAとしまして、コンクール、学芸文化大会等の県大会以上の大会において、最上位の成績を収めた個人、団体と定めており、ナンバー10から12までの3名の方につきましては、5ページの功績の欄に記載のとおりこの基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

5ページのナンバー13の方につきましては、区分が(6)のIでございます。6ページの表彰規則第2条の(6)に該当で、さらに(6)のIとしまして、スポーツ大会等県大会以上の大会において、最上位の成績を収めた個人、団体と定めており、6ページの功績の欄に記載のとおり、この基準に該当しておりますので表彰したいとするものでございます。

5ページのナンバー14及び15の方につきましては、区分が(7)でございます。6ページの表彰規則第2条の(7)に該当で、このお二方につきましては、5ページの功績欄の成績に加えまして、日頃から本市の教育の振興に貢献していると認められることから表彰したいとするものでございます。

4ページのほうにお戻りいただきたいと思います。2の表彰式につきましては、表彰実施要綱により2月11日に実施するものでございます。

なお、本日ご議決のほうをいただきましたら被表彰者などへ案内を出すこととなりますが、今後の新型コロナウイルス感染の状況によりまして、式を中止とする場合もございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上ご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

只今、議案第26号について説明ありましたが、この内容等についてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということですので、議案第26号令和3年度喜多方市教育委員会表彰については、提案のとおり可決することといたします。

議案第27号 喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

教育長

続いて、議案第27号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部

を改正する規則についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

8ページをお開きください。

議案第27号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。第19条の次に第19条の2の1条を加えたいとするものです。

時間外在校等時間及び月数の上限についてであります。教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間以外の日における正規の勤務時間を除いた時間を1箇月について45時間、1年について360時間を上限とし、教育職員の業務量の適切な管理を行うものであります。

また、同条第2項では教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を1箇月について100時間未満、1年について720時間、1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間、1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月とし、その他必要な事項については、教育委員会が別に定めることとし、教育職員の業務量の適切な管理を行うものであります。

次に、第20条第2項に第11号として、規則第13条第13号の2の場合における不妊治療休暇を受けるとき。を加えるものでございます。

提案理由であります。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

只今、議案第27号について説明ありましたが、この内容等についてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということですので、議案第27号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則については、提案のとおり可決することといたします。

議案第28号 喜多方市美術館において収蔵する美術作品等に係る諮問について

教育長 続いて、議案第28号喜多方市美術館において収蔵する美術作品等に係る諮問についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

文化課長 議案第28号についてご説明いたしますので、11ページをご覧くださいと思います。

喜多方市美術館条例第12条第2項の規定に基づき、喜多方市美術館において収集、保管、展示する下記的美術作品等について、喜多方市美術品収集委員会へ諮問したいとしますのでございます。

提案理由につきましては、喜多方市美術館における収蔵候補作品について、収蔵に値するかを喜多方市美術品収集委員会へ諮問し、意見を求めたいとしますのでございます。

収蔵候補作品につきましては合計で47点でございます。絵画3点、版画19点、資料25点となります。詳細につきましては次ページでご説明申し上げます。12ページをご覧くださいと思います。

収蔵候補作品につきましては47点になりますが、うち寄贈の点数が44点、購入の点数が3点の候補となります。

まず、寄贈を受ける候補作品につきましては1をご覧くださいと思いますが、全19作品になります。昨年度のふるさとの風景展の大賞作品ナンバー1の小泉潔氏のALBUMのほか、もう1点寄贈していただけることになりましたので、候補作品となっております。そのほかの作品につきましては、喜多方市出身の作家であります山中現氏の絵画が1点、版画が16点になります。作品につきましては13ページから14ページに掲載をしておりますのでご覧くださいと思います。

次に寄贈を受ける候補資料につきましては12ページに戻りますが、山中現氏の資料25点になります。内容につきましては版木、別刷り、下絵などになりまして、こちらにつきましても14ページから16ページに掲載しております。

次に12ページに戻っていただきまして、購入候補の作品になりますが、こちらにつきましては版画3点になり、16ページに掲載しております。

これらについて、美術品収集委員会に諮問したいとしますのでございます。

説明につきましては以上です。

教育長 只今、議案第28号について説明ありましたが、この内容等についてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

<異議なしの声あり>

教育長

特にご異議等ないということですので、議案第28号喜多方市美術館において収蔵する美術作品等に係る諮問については、この案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項のほうは終わります。

7 協議事項

協議第7号 喜多方市運動部活動の方針（案）について

教育長

続いて、7番の協議事項に移ります。1件ありますが、内容に入ります前に加筆訂正等ありましたら事務局よりお願いします。

教育総務課長

加筆訂正等ございませんので、よろしく願いいたします。

教育長

それでは、協議第7号喜多方市運動部活動の方針（案）についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

協議第7号喜多方市運動部活動の方針（案）につきましてご説明をさせていただきます。

資料をご準備ください。

まず、はじめに、策定の理由について簡単に説明を申し上げます。

平成30年3月にスポーツ庁より運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、学校の設置者は、都道府県の示す運動部活動の在り方に関する方針を参考に、運動部活動の方針を策定するとなったものでございます。

喜多方市教育委員会では、福島県の方針を踏まえ「喜多方市運動部活動の方針」を策定しましたのでご協議いただくものがございます。

では、1ページをお開きください

後段部分になりますが、各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、運動部活動に対する意識を改革し、練習時間の在り方や休息の取り方等、多方面から検証することが必要であり、特に、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施が求められていること、併せまして、当面、文化部活動に関しても、その特性を踏まえつつ本方針に準じた取扱いとすると趣旨の中で述べております。

3ページをお開きください。

運動部活動の在り方に関する方針では、校長は、喜多方市教育委員会の喜多方市運動部活動の方針に則り、学校の運動部活動に係る活動方針を策定する。また、運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

校長は、学校の運動部活動に係る活動方針及び各運動部活動の活動計画等を公表するとしております。

5 ページをお開きください。

適切な活動時間として、長くとも、平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意するとしていたしました。

また、休養日の設定につきましては、学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設けるといたしました。

6 ページをお開きください。

活動方針及び活動計画については、生徒の主体性を尊重するとしております。

7 ページをお開きください。

保護者との信頼関係を構築し、部活動に対する学校の目標や方針、各部の目標や方針、休養日や活動時間を含めた計画等について、積極的に説明するとしております。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、運動部部活動の方針（案）につきまして説明がございましたが、この内容等についてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

高橋委員

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革という意味合いも強いと思うんですが、その部分があまり見えてこないと思いました。

生徒の休養については明記されていますが、先生方が例えば休日の指導はしなくてもよいといった国の指針が出ていたと思うんですが、そういったことについては踏み込んでいないかなと、大会の参加も少し精査していくような方向性というのが、スポーツクラブの講演会資料を参考にしてのことなんですが、先生方がこれを見てこれからの部活動の計画を立てられると思うんですが、学校の先生方の働き方のことも考え、専門性のない先生方の負担を考慮して、外部の指導者を取り入れていけるような環境づくり、そういった部分が記載されていてもいいんじゃないかなと思いました。

例えばモデル校のようなものを作って、合同部活動をやってみるとか、そういうところまで積極的に学校が取り組めるようなものが

必要だと思います。

これを読んでも先生方の負担が増えてしまうばかりのような気がして、外部のサポートとか、総合型地域スポーツクラブのような形とか、コミュニティスクールの中で取り組むだとか、いろいろな方向性はあると思うんですが、もう少し改革できるような指針を示すべきと思うんですが。

1 ページの趣旨では、ガイドラインが策定されたから方針を作るとありますが、せっかく作るのであれば、意識の改革を示していただきたいと思うんですが。感想です。以上です。

学校教育課長

ご意見ありがとうございます。

いまご意見を伺いまして、具体性といった面では、活動時間のことなどに留まっていたところがあると思います。

5 ページをご覧いただきたいんですけども、説明では割愛してしまいましたが、例えば、大会の参加の見直しについて記載しており、子どもたちの体力や先生方の働き方改革を考えますと、大会の参加の見直しは必須と考えます。ただ、喜多方だけではなく、こうしたものについては、会津地域全体などで検討する必要が出てまいりますので、こうしたところも徐々にではありますけれども進めてまいりたいと考えております。

時間外勤務の部分につきまして、弱い書き方とご指摘いただきました。この方針につきましては、先生方の働き方改革が奥底にはございますが、この方針では部活動はどうするのかというところを主としておりますので、教職員多忙化解消アクションプランに準ずるとしているところです。

部活動の複数顧問制の導入につきましては、なかなか専門性が発揮できないといった部分があったことから、複数で担当するなどを推進するとしているところです。

外部指導者のご意見もございました。外部指導者につきましては、きちんと制度を整える必要があると捉えておりますことから、現段階では明確にできないところであり、今後調査検討を進めて参りたいと考えているところでございます。

高橋委員

3 ページ下には、スポーツ科学の見地からトレーニング効果を高めることを顧問が担うと記載があるのですが、こういった専門的な部分は外部講師から指導を受けるといったこともできるのかなと思われました。

それから学校の部活動は競技力向上ばかりではなくて、といった部分も示していただけるといいかなと思われました。

学校教育課長

ご意見ありがとうございました。

勝利主義に走らないといったことは、これからの部活動の大きなテーマかと思えます。スポーツを楽しむような部活動も目的であるといった意識改革が必要と強く感じた次第です。こういったところも含めて今方針により進めて参りたいと考えております。

遠藤委員

6ページいちばん下の(3)に保護者や地域等との連携とあり、中身を見てみますと、保護者に関する記載はありますが、地域に関する記載が薄いようなので、付け足してはいかがかと感じました。

学校教育課長

ご指摘ありがとうございます。なお、地域の連携について十分かどうか、今後検討してまいりたいと思えます。

大森委員

質問なのですが、運動部活動の方針(案)とありますが、運動部じゃない部活動は該当しないのでしょうか。例えば合唱部、合奏部といった文化部の活動ですが。

学校教育課長

運動部活動の方針とありますが、当面の間は、趣旨の中でも述べさせていただきましたように、文化部活動に関しても、その特性を踏まえつつ準じた扱いとしているところでございます。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

<なしの声あり>

特にないということですので、協議第7号 喜多方市運動部活動の方針(案)についてはこの程度といたします。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

続いて、8番のその他に移ります。教育長及び各委員からとありますが、私のほうからは特にございませんが、委員のみなさまからございますでしょうか。

<なしの声あり>

(2) 事務局から

教育長

では、事務局のほうからお願いします。

教育総務課長

教育総務課のほうから申し上げます。

本日机のほうにお配りしておりますが、喜多方市教育振興基本計画(案)についてでございます。

この計画につきましては、これまで教育委員会の中でもご協議いただいたところでございますが、12月の定例教育委員会におきまして、様々なご意見をいただきまして、ご意見を踏まえ検討し、修正した部分がございます。

また、市の総合計画につきましても、本年度見直しをしておりますので、この計画との整合、各課の点検によります修正を行い、お手元にあります計画（案）によりまして、一昨日1月11日になりますが、市議会のほうへ説明を行ったところでございます。

さらに、昨日1月12日より市民のみなさまから広くご意見をいただくということで、パブリックコメントを開始したところでございます。

今後のこの計画に関するスケジュールでございますが、パブリックコメントにつきましては1月31日まで行います。その後、意見が出されましたら、検討するなどの対応を行うこととなります。

その後、2月の定例教育委員会、総合教育会議のほうでご協議いただきまして、3月の教育委員会におきまして計画を決定していただくという予定になりますので、よろしく願いいたします。

教育総務課からは以上でございます。

教育長

ほかにございますでしょうか。

学校教育課長

上三宮小学校の小規模特認校に係る状況について報告をさせていただきたいと思っております。

前回の定例教育委員会の後ですが、12月15日に文科省へ授業時数の指定の申請を済ませたところでございます。これによりまして英語の授業時数が増やせることとなったものでございます。

それから12月18日の日曜日でございますが、上三宮小学校小規模特認校に係る説明会を実施しました。13名の出席をいただきまして、パンフレットをもとに詳しく説明を行ったところです。

その後の質疑応答の中では、審査はどのように行うのですか、通学についての配慮はあるのですか、もし子どもが馴染めないときには年度途中の転出も考えられるのですか、といった質問をいただいたところでございます。

その後、本日になりますが、学校見学の希望者2世帯、上三宮小学校を見学する予定であり、来年度の入学に向けまして、校舎や授業の様子を見学し、校長から説明を受けることになっております。

今後ですが、1月26日水曜日に来年度、外国語活動を充実させるために、現在、西郷で行っておりますオンライン授業の研修に教育委員会として行ってまいります。内容といたしましては、タブレットを使用しまして他国と1対1による20分から30分程度の英会話授業を実施するものです。

併せまして、ウィルソンビル市との連携として、オンラインによる交流会を来年度への足掛かりとして、本年度中に実施予定しております。

教育長 ほかにございますでしょうか。
 <なしの声あり>
 それでは、その他については以上といたします。

9 連絡事項

(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 続いて、9番の連絡事項に移ります。
 令和3年度の教育委員会会議の開催日程案等について、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、18ページをお開き願います。
 令和3年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりで、12月定例会でお示した日時から変更はございません。

 また、今後の日程につきましては、記載のとおり1件で、県市町村教育委員会連絡協議会令和3年度第2回理事会が、明日1月14日福島テルサで開催されます。教育長が出席いたします。

 連絡事項につきましては、以上です。

教育長 今、今後の日程等について説明ありましたが、ここについて何かありましたら、お願いします。

 <なしの声あり>

教育長 次に、5件の追加案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより、会議を公開しないで審議したいと思います。

 委員のみなさまにお諮りいたします。

 非公開としてよろしでしょうか。

 <異議なしの声あり>

教育長 ご異議なしということですので、非公開といたします。
 傍聴者への対応についてよろしく願いいたします。

協議第8号 学力調査に係る結果の公表について

(非公開)

承認第4号 職員の懲戒処分について

(非公開)

承認第5号 職員の義務違反に係る処分について

(非公開)

承認第6号 職員の義務違反に係る処分について

(非公開)

承認第7号 職員の義務違反に係る処分について

(非公開)

教育長

令和4年1月の教育委員会定例会、これで閉じたいと思います。
なお、閉会時刻については午前11時50分ということでお願いいたします。お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

二番委員 大 森 佳 彦

三番委員 遠 藤 一 幸

四番委員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

